

輝く女性応援京都会議（乙訓地域会議）設置要綱

（目的）

第1条 市町村を超えて地域の活動団体によるネットワークを構築し、活動ノウハウ及び人材等の情報共有を行うことにより、地域における女性活躍支援体制「輝く女性応援京都会議（乙訓地域会議）」を設置し、女性活躍の場を創出する。

（所管事項）

第2条 会議は、次の事項を所管とする。
2 地域における女性の活躍推進及び支援に関すること。
3 その他前条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、乙訓地域で活動する女性団体、グループ、個人等、向日市、長岡京市、大山崎町、京都府、京都府男女共同参画センターにより構成する。
2 必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
3 必要な場合は、構成員を追加することができる。

（事務局）

第4条 会議の庶務は、京都府男女共同参画課において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 平成29年12月18日から施行する。